証券コード　6638
平成29年６月８日

株 主 各 位

長野県東御市滋野乙2182番地３
株式会社ミマキエンジニアリング
代表取締役社長　池　田　　和　明

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

２．場　　所　　**長野県東御市常田505-１**
東御市文化会館　サンテラスホール
（昨年と同様、収容人数の大きな会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目 的 事 項
報 告 事 項　１．第42期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第42期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集にあたっての決定事項

代理人が株主総会に出席される場合、当社定款の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様１名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://ir.mimaki.com/）に掲載させていただきます。

◎本総会終了後、同会場において会社説明会並びに製品見学会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済について、６月に英国の国民投票でEU離脱が決定されましたが、欧州に大きな混乱はなく景況は底堅く推移いたしました。また、大方の予想に反して米国でトランプ大統領が誕生しましたが、米国景気は労働市場の回復を背景に緩やかに拡大いたしました。しかしながら、東アジアや中東・欧州における地政学的リスクは治まる気配はなく、不安要因となっております。国内につきましては、年度の後半にかけ個人消費に弱さが見られたものの、緩やかな回復が続いております。

そのような中、当社グループは今後のデジタル化進展により、大きな成長が見込めるインダストリアルプロダクツ（以下、IP）市場とテキスタイル・アパレル（以下、TA）市場の深耕に向けた取り組みに注力いたしました。

IP市場に向けては、平成28年８月31日付「新たな価値を創造するフラットベッドUV-LED方式インクジェットプリンタ UJF-3042MkⅡ、UJF-6042MkⅡの販売開始に関するお知らせ」にて公表のとおり、これまで当社が市場を創造してきた小型フラットベッドタイプのUVインクジェットプリンタにおいて、生産スピード、美しさ、アプリケーション対応力をさらに進化させた新型モデルを発売いたしました。また、TA市場に向けては、平成28年10月19日付「当社子会社による伊ラ・メカニカ社の株式取得（子会社化）の完了及び同社の商号変更等に関するお知らせ」にて公表のとおり、イタリアの開発製造会社(Mimaki La Meccanica S.p.A）を取得いたしました。これにより、同社製の高速機種が製品ラインナップに加わり、当社グループは消費地向けから生産地向けまでTA市場をフルカバーできる製品力を確保することができております。

その結果、当連結会計年度の売上高は483億31百万円（前連結会計年度比1.0％増）、営業利益は20億49百万円（同35.8％減）、経常利益は17億46百万円（同36.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億50百万円（同23.4％減）となりました。

当連結会計年度における市場別の売上高は以下のとおりであります。

(市場別売上高)

	第41期		第42期 (当連結会計年度)		前連結会計年度 増減率（%）
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	
SG市場向け	22,773	47.6	20,855	43.2	△8.4
IP市場向け	14,675	30.6	16,292	33.7	11.0
TA市場向け	5,344	11.2	5,620	11.6	5.2
保守部品	3,393	7.1	3,639	7.5	7.2
その他	1,653	3.5	1,924	4.0	16.4
合計	47,840	100.0	48,331	100.0	1.0

(SG市場向け)

エントリーモデルの主力製品におきましては、競争激化に加え、円高の進行により円換算の売上高が大きく目減りいたしました。その一方で、平成28年４月に発売開始した新製品のLED-UV硬化インクジェットプリンタは、先進国を中心に販売台数が拡大いたしました。その結果、売上高は208億55百万円（前連結会計年度比8.4%減）となりました。

(IP市場向け)

フラットベッドタイプの大型モデルが主力製品に成長して、販売台数が増加いたしました。さらに、平成27年11月に発売したプリント精度の高い製品や、平成28年10月に発売した小型フラットベッドタイプの新型製品が高い評価を受けており、販売台数が増加いたしました。その結果、売上高は162億92百万円（同11.0%増）となりました。

(TA市場向け)

平成27年７月に発売したエントリーモデルが、主力機種に成長いたしました。また、平成28年２月に発売開始した新製品の大型昇華転写プリンタも売上増加に貢献いたしました。その結果、売上高は56億20百万円（同5.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は27億95百万円で、その主なものは次のとおりであります。

MIMAKI EUROPE B.V.　工場設備　4億39百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として金融機関より長期借入金37億円を調達いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 39 期 (平成26年３月期)	第 40 期 (平成27年３月期)	第 41 期 (平成28年３月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　上　高（百万円）	40,362	46,637	47,840	48,331
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	884	2,522	1,631	1,250
１株当たり当期純利益　（円）	66.04	92.94	52.06	41.32
総　資　産（百万円）	32,067	43,479	46,132	49,207
純　資　産（百万円）	7,879	15,193	15,642	16,049
１株当たり純資産額　（円）	585.35	485.38	501.68	534.26

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
なお、平成27年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っており、第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MIMAKI USA,INC.	500千米ドル	100％	当社グループ製品の販売
MIMAKI EUROPE B.V.	500千ユーロ	100	当社グループ製品の販売
Mimaki Deutschland GmbH	1,000千ユーロ	100	当社グループ製品の販売
台湾御牧股份有限公司	50,000千台湾ドル	100	当社グループ製品用部品の仕入販売、当社グループ製品の製造販売、当社グループ製品を用いたプリントサービス
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	800百万円	100	当社グループ製品の製造販売
平湖御牧貿易有限公司	100千人民元	100 (100)	当社グループ製品用部品の仕入販売
上海御牧貿易有限公司	330百万円	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI BRASIL COMERCIO E IMPORTACAO LTDA	85,242千レアル	100	当社グループ製品の販売

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
PT. MIMAKI INDONESIA	936億ルピア	100 (0.1)	当社グループ製品の販売
MIMAKI AUSTRALIA PTY LTD	2,000千豪ドル	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI SINGAPORE PTE. LTD.	1,875千星ドル	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI INDIA PRIVATE LIMITED	220百万ルピー	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI	1,242千トルコリラ	100 (100)	当社グループ製品の販売
Mimaki La Meccanica S.p.A	517千ユーロ	100 (100)	当社グループ製品の開発・製造
Mimaki Lithuania, UAB	6,000千ユーロ	100 (100)	当社グループ製品の製造・販売
㈱ミマキプレシジョン	10百万円	100	当社グループ製品用部品の製造、加工
㈱グラフィッククリエーション	125百万円	100	当社グループ製品を用いたプリントサービス

(注) 1．当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．平成28年４月にMIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETIを設立し、新たに連結子会社となりました。
3．平成28年10月にLa Meccanica Costruzione Tessili-S.P.Aの全株式を取得して連結子会社となり、Mimaki La Meccanica S.p.Aに商号変更いたしました。
4．平成29年２月にMimaki Lithuania, UABを設立し、新たに連結子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

① 在庫管理の徹底と物流体制の改革

製品を自社で開発・生産し、全世界に向けて販売する当社グループの事業モデルが持続的に成長するためには、調達・生産・物流・販売におけるモノの流れを適時的確に把握する仕組みと、需要動向に追従して製品供給するための在庫管理の徹底が不可欠と考えております。そのため、「日本」「アジア・オセアニア」「欧州・中東・アフリカ」「北・中南米」の４極体制で販売と在庫の管理を細分化し、この情報を生産部門が共有するための情報システムの整備を推し進めてまいります。また、４極の需要動向に応じたタイムリーな製品供給が可能な物流体制の改革に取り組んでまいります。

② 生産体制の強化

当社グループの現在の生産拠点について、製品本体は長野県の本社工場と子会社２社（中国浙江省、イタリア）の合計３ヶ所で、インクは長野県の本社工場と子会社４社（中国浙江省、台湾、オランダ、リトアニア）の

合計５ヶ所であります。原則として高機能な上位モデルは国内、エントリーモデルは中国、TA市場向け高速モデルはイタリアで製造しております。インクの消費地生産化に積極的に取り組むことで、製品リードタイムの短縮とコストダウンを進める方針であります。今後も為替動向や販売状況を考慮しながら持続的に生産体制の見直しを行ってまいります。また、生産システムについて、部材調達から製品出荷までの計画と進捗をユニット別に週単位で管理する仕組みを整備し、需要動向に追従できる生産体制を構築することにより、企業体質の強化を図ってまいります。

③　研究・開発体制の強化

当社グループは、「新しさと違い」を提供するイノベーターとして製品開発を推進するとともに、その品質と信頼性の向上に取り組んでまいります。具体的には、製品開発プロセスを要所で区切って進行状況の期限管理を徹底する一方で、次の開発ステップに移行可能かどうかの審査を厳格化し、常に設計品質の向上に努めてまいります。また、製品を成り立たせる根幹となる要素技術の開発への取り組みを強化し、製品開発に先行して要素技術を蓄積することにより、製品の品質向上と開発期間の短縮につなげてまいります。

④　地域密着型の販売・保守サービス体制の強化

国内におきましては、日本全国の営業拠点による新規ユーザーの開拓、製品の用途提案、製品導入後のアフターフォローや当社カスタマーエンジニアによる迅速かつ精度の高い保守サービスの提供など、地域密着型の販売・保守サービス体制を構築し、顧客満足度の向上に向けた取り組みを深化させることでさらに競争力を高めてまいります。海外におきましても、国内と同様の取り組みを展開してまいります。各国の販売子会社のエンジニアが保守トレーニングを現地の販売代理店に対して行い、ミマキ独自のサービス体制の構築に向けて取り組んでおります。今後も地域密着型の販売・保守サービス体制の強化に継続して取り組み、「買いに来てもらうスタイル」からの脱却につなげてまいります。

⑤　北米・インド市場における事業の再構築

当社グループが手掛ける業務用インクジェットプリンタ事業において、世界最大級の需要が見込める北米市場と、100%出資の販売子会社が前期より本格稼動したインド市場において、事業の再構築に取り組んでまいります。北米市場では、国内で地域密着型販売のノウハウのある人材を投入するとともに、当社製品に対しロイヤルティの高い販売代理店をパートナーとして販売チャネルの改革を推進してまいります。インドにおいては、特にTA市場向けのテキスタイル捺染用途のインクジェットプリンタの大きな需要があるなど有望な市場であり、専門的かつきめ細やかな販売・サービス体制の構築に取り組んでまいります。

⑥　内部統制・コンプライアンスの強化

企業としての社会的責任として、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。関係法令・規則の遵守はもとより、お客様の情報管理などに対するセキュリティーポリシーを確立するとともに、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、社内教育をしてまいります。また、反社会的勢力との関係に対しては、断固とした対応で臨むことにより一切の関係を遮断し、コンプライアンスに則った経営を行ってまいります。

⑦　環境問題への対応

世界的に環境問題への関心が高まる中、環境に優しいインク等の製品開発、生産工程の整備により環境保全を意識した経営を行ってまいりました。今後も企業の社会的責任と認識し積極的に推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、業務用インクジェットプリンタ、カッティングプロッタ等の製造販売を主たる業務としております。なお、エンドユーザーの属する市場別の分類は、次のとおりであります。

市　場　別	内　容　及　び　主　要　製　品
ＳＧ市場向け	広告・看板等のサイングラフィックス市場向けの機種群であります。耐候性、耐水性に優れた当社独自のソルベントインクを採用したJV300シリーズ及びJV150シリーズや、UV硬化インクで高いコストパフォーマンスを実現したUJV55-320、ソルベントインクより環境に優しいほぼ無臭の水性インクであり、屋内用途をはじめとした広範な活用展開が可能なラテックスインクを搭載したJV400LXシリーズなどの広幅インクジェットプリンタのほか、光学センサーで位置決めマークを読み取ることで高精度な輪郭カットを実現するカッティングプロッタのCGシリーズや、プリントとカットの両機能を併せ持つCJV300シリーズ及びCJV150シリーズ等が主要製品であり、大型ポスター、カーラッピング、のぼり旗、表示板といった広告・看板等の製作に用いられております。
ＩＰ市場向け	工業製品の製造現場等のインダストリアルプロダクツ市場向けの機種群であります。揮発性有機化合物（VOC）の排出が極めて少ないため環境に優しく、多種多様な素材にプリント可能なUV硬化インクを採用したインクジェットプリンタであるUJF-3042mkII、UJF-6042mkII、UJF-7151plus、JFX500-2131、JFX200-2531等や、SG市場向けと同様に光学センサーによる読み取り機能を搭載したフラットベッドカッティングプロッタであるCFシリーズ等が主要製品であり、一般消費者向けの商品やギフト、ノベルティ、オーダーグッズのほか、自動車の計器パネルや家電類の操作パネル等工業製品の生産現場等で用いられております。

市　場　別	内　容　及　び　主　要　製　品
T A 市 場 向 け	裁断・縫製加工前の生地（テキスタイル）や既製服（アパレル）等の市場向けの機種群であります。ポリエステル素材を鮮やかに染色する昇華染料インクを採用したTS34-1800A、TS500P-3200、TS300P-1800や、綿や絹などの布地に直接プリントできるデジタル捺染インクジェットプリンタのTx300P-1800B等が主要製品であります。ファッションウェアやスポーツウェア、ネクタイやスカーフなどの生地へのプリント等に用いられ、サンプル製作や多品種少量生産等クイックレスポンスを必要とするユーザーにお応えしております。
保　守　部　品	当社製品をお使いいただく上で必要なアフターメンテナンスに要する部品が該当いたします。
そ　の　他	上記のいずれにも属さない特注機の製造・販売や受託開発等が該当いたします。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

①　当社の主要な営業所及び工場

本　社　・　牧　家　工　場	長野県東御市
加　沢　工　場	長野県東御市
東　京　支　社	東京都品川区
大　阪　支　店	大阪府吹田市
営　業　所	札幌、仙台、長野、さいたま、横浜、金沢、名古屋、京都、神戸、広島、四国、福岡

②　子会社

MIMAKI USA,INC.	アメリカ合衆国ジョージア州スワニー市
MIMAKI EUROPE B.V.	オランダ王国ディーメン市
Mimaki Deutschland GmbH	ドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン市
台湾御牧股份有限公司	台湾台中縣潭子郷
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	中華人民共和国浙江省平湖市
平湖御牧貿易有限公司	中華人民共和国浙江省平湖市
上海御牧貿易有限公司	中華人民共和国上海市
MIMAKI BRASIL COMERCIO E IMPORTACAO LTDA	ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市
PT. MIMAKI INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ市
MIMAKI AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州
MIMAKI SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国

MIMAKI INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ニューデリー
MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI	トルコ共和国イスタンブール
Mimaki La Meccanica S.p.A	イタリア共和国ロンバルディア州ベルガモ
Mimaki Lithuania, UAB	リトアニア共和国ビリニュス
㈱ミマキプレシジョン	長野県東御市
㈱グラフィッククリエーション	長野県上田市
MIMAKI KANPHOR INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤナ州グルガオン市

(注) MIMAKI KANPHOR INDIA PRIVATE LIMITED は持分法適用非連結子会社であります。

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,580 (188) 名	131 (44) 名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は平均人員を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
783 (146) 名	28 (34) 名増	39.0歳	8.8年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	6,677百万円
シンジケートローン	4,008
株式会社三井住友銀行	3,291
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,480
株式会社みずほ銀行	1,971
株式会社商工組合中央金庫	544
中国工商銀行	162
日本生命保険相互会社	100

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする計５行からの協調融資によるものであります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　128,160,000株
② 発行済株式の総数　32,040,000株
③ 株主数　5,442名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社池田ホールディングス	4,427,200株	14.74%
有限会社田中企画	2,400,000	7.99
田中規幸	2,024,000	6.74
ミマキエンジニアリング従業員持株会	1,585,200	5.28
東京中小企業投資育成株式会社	1,524,000	5.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,221,600	4.07
株式会社八十二銀行	840,000	2.80
池田明	833,200	2.77
エプソンアヴァシス株式会社	720,000	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	634,400	2.11

（注）１．当社は自己株式1,999,790株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池田　明	台湾御牧股份有限公司代表取締役社長、上海御牧貿易有限公司代表取締役社長、㈱グラフィッククリエーション代表取締役会長、㈱池田ホールディングス代表取締役会長
代表取締役社長	池田和明	営業本部長、㈱池田ホールディングス代表取締役社長
取締役副社長	佐金　榮	MIMAKI EUROPE B.V.代表取締役会長、Mimaki Deutschland GmbH代表取締役会長
専務取締役	竹内和行	御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司代表取締役社長、平湖御牧貿易有限公司代表取締役社長、Mimaki La Meccanica S.p.A代表取締役社長
取締役	三宅　洋	管理本部長
取締役	羽場康博	MIMAKI USA,INC.代表取締役社長
取締役相談役	田中規幸	ミマキ電子部品㈱代表取締役会長、FLEXCEED㈱代表取締役
取締役	田中　誠	税理士法人エクラコンサルティング代表社員
取締役	荒井寿光	
常勤監査役	土屋理義	
監査役	岩下智和	岩下法律事務所所長
監査役	土屋幸夫	

（注）１．取締役田中誠氏及び荒井寿光氏は社外取締役であります。
２．監査役岩下智和氏及び土屋幸夫氏は社外監査役であります。
３．監査役土屋理義氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役田中誠氏、荒井寿光氏及び監査役岩下智和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．三宅洋氏、羽場康博氏及び荒井寿光氏は、平成28年６月21日の定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
６．事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
竹内和行	常務取締役技術本部長兼研究開発部長	常務取締役	平成28年５月21日
	常務取締役	専務取締役	平成28年６月21日

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小　林　久　之	平成28年６月21日	任期満了	取締役
藤　田　正　秋	平成28年６月21日	任期満了	取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任を限定額は、法令が規定する額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	11名 (2)	209百万円 (16)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	31 (12)
合計 （うち社外役員）	14 (4)	240 (29)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当社の取締役２名が子会社の常勤役員を兼任することにより、上記以外に当該子会社より52百万円の報酬が支払われております。

２．取締役の報酬限度額は、平成20年６月26日開催の第33期定時株主総会において年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は除く。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成20年６月26日開催の第33期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役田中誠氏は、税理士法人エクラコンサルティング代表社員であります。当社は税理士法人エクラコンサルティングとの間に特別な関係はありません。

・監査役岩下智和氏は、岩下法律事務所所長であります。当社は岩下法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役田中誠氏は、主に税理士としての立場から意見を述べるなど、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。（取締役会20回開催中20回出席）

・取締役荒井寿光氏は、主に知的財産分野及び企業経営における豊富な経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。（就任後開催の取締役会15回開催中15回出席）
・監査役岩下智和氏は、主に弁護士としての立場から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。（取締役会20回開催中20回出席、監査役会14回開催中14回出席）
・監査役土屋幸夫氏は、主に東京中小企業投資育成株式会社でのキャリアを活かした意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。（取締役会20回開催中20回出席、監査役会14回開催中14回出席）

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。
３．当社の重要な子会社のうち、MIMAKI EUROPE B.V.、台湾御牧股份有限公司、御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司、平湖御牧貿易有限公司、上海御牧貿易有限公司、PT. MIMAKI INDONESIA、MIMAKI SINGAPORE PTE.LTD.、MIMAKI INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である内部管理体制の整備に関する助言指導業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、取締役一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。

ロ．取締役会は、法令・定款及び「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要事項を決定しております。

ハ．代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室の監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合には、直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告しております。

ニ．取締役が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を各種法令及び「取締役会規程」、「稟議規程」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。

ロ．情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護管理規程」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．「取締役会規程」、「組織・職務分掌及び権限規程」及び「稟議規程」に従い、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う体制を整備しております。

ロ．管理本部長は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備及び運用する役割と責任を有しております。

ハ．監査室の監査により法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、内容及び損失の程度等について、直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告される体制を構築しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定例取締役会を原則月１回開催し、重要事項及び業務執行を決定し、各取締役の業務執行状況の監査等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めております。

ロ．取締役の職務執行は、「取締役会規程」及び「組織・職務分掌及び権限規程」に取締役会付議事項と定められている事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、多面的な審議を経て意思決定を行う体制を取っております。

ハ．取締役の日常の職務執行については、「組織・職務分掌及び権限規程」、「稟議規程」等の意思決定ルールに基づき権限を明確化し、効率的な達成方法を定めております。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことにより、業務の効率的運営を図っております。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。

ロ．代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合、監査室は直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告しております。

ハ．使用人が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。

⑥　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。また、「関係会社管理規程」に定めている子会社取り纏め部署の経営管理部及び各子会社窓口の各担当部は、子会社の損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会、代表取締役会長及び代表取締役社長に報告する体制を確保しております。

ロ．当社はグループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分を定めております。

ハ．当社が設置・運営する「コンプライアンス相談の窓口」は、当社及び子会社の役員及び従業員等が利用できる体制を確保しております。

ニ．監査室は、子会社に対する内部監査を行い、法令・定款違反、その他損失の危険にある業務執行が発見された場合には、損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、代表取締役会長及び代表取締役社長に報告する体制を確保しております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には当該使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役で意見交換の上決定するものとしております。

ロ．当該使用人の独立性と当該使用人への指示の実効性の確保に十分留意し、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

ロ．取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告いたします。

ハ．取締役及び使用人は、経営層において法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、「コンプライアンス規程」により監査役会に報告できる体制を構築しております。

⑨　子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

イ．子会社の業務または財務の状況に重大な影響を与える可能性のある事態が発生した場合、当該子会社の取締役及び使用人は速やかに当社取締役、経営管理部長及び各子会社窓口の各担当部に報告いたします。報告を受けた事項のうち当社監査役の職務の執行に必要な範囲のものは、速やかに報告いたします。

ロ．監査室は、子会社の内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談の窓口」による子会社に関する通報のうち重要なものは当社監査役に報告いたします。なお、当社監査役から求められた場合、子会社の取締役及び使用人は速やかに適切な報告を行います。

⑩　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス相談の窓口」への通報と同様、当社監査役に対しその職務執行に資する通報がなされた場合、通報者が不利益を被ることがない旨明文化し、グループ全役職員に周知徹底いたします。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役（会）の職務執行について生じる費用または債務の処理については、通常の監査費用は、予算化するとともに、監査役（会）職務の執行にあたり必要と認めるときは、外部専門家等を起用することができるとしております。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役及び取締役は、監査活動の実効性を高めるため、監査役と平素より重要課題等について意見交換を行うなど、意思疎通を図っております。

ロ．監査室は、内部監査結果の報告や定例的な会合により、随時監査役との連携を図っております。

⑬　反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、暴力団等いわゆる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。また、新規取引の際には、相手方が反社会的勢力に該当しないか調査の上、取引を開始しております。

⑭　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めております。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行について当事業年度において、取締役会を20回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

②　当社は、取締役会だけではなく、原則月１回開催される当社の経営会議にて、当社グループの事業を取り巻くさまざまなリスクに対して管理可能となるようにしております。

③　当社は、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を複数設置し、通報者保護を「コンプライアンス規程」に明記するなど、適切に運用しております。

④　監査役の職務の執行について当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	36,190,281	流動負債	22,912,620
現金及び預金	10,054,884	支払手形及び買掛金	3,622,288
受取手形及び売掛金	8,493,326	電子記録債務	3,747,459
商品及び製品	10,498,680	短期借入金	6,917,376
仕掛品	548,187	1年内返済予定の長期借入金	2,882,684
原材料及び貯蔵品	3,876,383	リース債務	81,262
繰延税金資産	887,346	未払金	1,357,073
その他	2,066,389	未払法人税等	299,105
貸倒引当金	△234,917	賞与引当金	670,203
固定資産	13,017,272	役員賞与引当金	32,703
有形固定資産	9,342,289	製品保証引当金	470,168
建物及び構築物	3,786,916	その他	2,832,294
機械装置及び運搬具	418,496	固定負債	10,245,712
工具、器具及び備品	1,601,585	長期借入金	9,492,384
土地	2,799,264	リース債務	150,802
リース資産	220,578	繰延税金負債	13,835
建設仮勘定	515,446	退職給付に係る負債	450,455
無形固定資産	2,101,008	資産除去債務	52,870
のれん	1,470,247	その他	85,364
その他	630,761	負債合計	33,158,333
投資その他の資産	1,573,975	純資産の部	
投資有価証券	168,895	株主資本	16,569,757
繰延税金資産	231,338	資本金	4,357,456
その他	1,332,732	資本剰余金	4,269,686
貸倒引当金	△158,991	利益剰余金	8,746,923
		自己株式	△804,308
		その他の包括利益累計額	△520,536
		その他有価証券評価差額金	5,603
		為替換算調整勘定	△551,924
		退職給付に係る調整累計額	25,783
		純資産合計	16,049,220
資産合計	49,207,554	負債純資産合計	49,207,554

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		48,331,564
売上原価		26,789,640
売上総利益		21,541,924
販売費及び一般管理費		19,492,442
営業利益		2,049,481
営業外収益		
受取利息	57,244	
受取配当金	750	
受取保険金	20,424	
保険返戻金	14,862	
助成金収入	19,110	
その他	33,438	145,830
営業外費用		
支払利息	155,949	
売上割引	111,529	
為替差損	133,718	
持分法による投資損失	21,708	
その他	26,381	449,288
経常利益		1,746,023
特別利益		
固定資産売却益	64,780	64,780
特別損失		
固定資産売却損	2,453	2,453
税金等調整前当期純利益		1,808,350
法人税、住民税及び事業税	620,631	
法人税等調整額	△62,642	557,988
当期純利益		1,250,361
親会社株主に帰属する当期純利益		1,250,361

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,357,456	4,269,686	7,803,163	△201,831	16,228,475
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△306,602		△306,602
親会社株主に帰属する当期純利益			1,250,361		1,250,361
自己株式の取得				△602,477	△602,477
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	－	－	943,759	△602,477	341,282
当連結会計年度末残高	4,357,456	4,269,686	8,746,923	△804,308	16,569,757

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△981	△605,640	20,683	△585,939	15,642,535
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△306,602
親会社株主に帰属する当期純利益					1,250,361
自己株式の取得					△602,477
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	6,585	53,716	5,100	65,402	65,402
当連結会計年度変動額合計	6,585	53,716	5,100	65,402	406,685
当連結会計年度末残高	5,603	△551,924	25,783	△520,536	16,049,220

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　17社

・連結子会社の名称　MIMAKI USA,INC.
MIMAKI EUROPE B.V.
台湾御牧股份有限公司
㈱ミマキプレシジョン
㈱グラフィッククリエーション
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司
Mimaki Deutschland GmbH
上海御牧貿易有限公司
MIMAKI BRASIL COMERCIO E IMPORTACAO LTDA
平湖御牧貿易有限公司
PT. MIMAKI INDONESIA
MIMAKI AUSTRALIA PTY LTD
MIMAKI SINGAPORE PTE. LTD.
MIMAKI INDIA PRIVATE LIMITED
MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI
Mimaki La Meccanica S.p.A
Mimaki Lithuania, UAB

上記のうち、Mimaki La Meccanica S.p.Aは、当連結会計年度においてLa Meccanica Costruzione Tessili-S.P.A（現：Mimaki La Meccanica S.p.A）の株式を取得したため、MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI、Mimaki Lithuania, UABは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社

・非連結子会社の数　２社

・主要な非連結子会社の名称　MIMAKI KANPHOR INDIA PRIVATE LIMITED

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社

・持分法適用会社の数　１社

・持分法適用会社の名称　MIMAKI KANPHOR INDIA PRIVATE LIMITED

② 持分法を適用していない非連結子会社

・非連結子会社の数　１社

・非連結子会社の名称　　Graphic Creation Company Hong Kong Limited

持分法を適用していない非連結子会社は、小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司、Mimaki Deutschland GmbH、上海御牧貿易有限公司、MIMAKI BRASIL COMERCIO E IMPORTACAO LTDA、平湖御牧貿易有限公司、PT. MIMAKI INDONESIA、MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI、Mimaki La Meccanica S.p.A及びMimaki Lithuania, UABの決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、Mimaki La Meccanica S.p.A 以外の８社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、Mimaki La Meccanica S.p.A については、同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、それ以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ　　時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

・製品、仕掛品、原材料　　総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)　　当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　15～31年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)　　定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウエアについては、見込有効期間（３年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分

額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。
また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ニ 製品保証引当金　製品販売後に発生する補修費用に備えるため、無償補修費用の個別見積額及び過去の実績に基づく負担見積額の合計額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理（振当処理、特例処理）を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ．ヘッジ手段・・・・為替予約
ヘッジ対象・・・・外貨建売上債権及び外貨建予定取引

b．ヘッジ手段・・・・金利通貨スワップ
ヘッジ対象・・・・外貨建借入金

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。ただし、一体処理（振当処理、特殊処理）によっている金利通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内でその効果が発現すると見積もられる期間にわたって定額法により償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税の改正に伴い「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」（前連結会計年度8,105千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

4．連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,791,625千円
土地	715,779千円
計	3,507,405千円

上記の物件は、長期借入金1,850,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　10,671,463千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,040,000株	―株	―株	32,040,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	859,790株	1,140,000株	―株	1,999,790株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1,140,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ 平成28年６月21日開催の第41期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　155,901千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　5.0円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月22日

ロ 平成28年10月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　150,701千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　5.0円
・基準日　平成28年９月30日
・効力発生日　平成28年12月５日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年６月27日開催の第42期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　150,201千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　5.0円
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月28日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

当社グループは、債権管理に関する諸規程に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約等を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利及び元本の変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップを利用しております。デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引管理規程」に従い、取引権限の限度及び取引限度額の範囲内で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注)２．参照)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,054,884	10,054,884	－
(2) 受取手形及び売掛金	8,493,326	8,493,326	－
(3) 投資有価証券	46,331	46,331	－
資産計	18,594,541	18,594,541	－
(4) 支払手形及び買掛金	3,622,288	3,622,288	－
(5) 電子記録債務	3,747,459	3,747,459	－
(6) 短期借入金	6,917,376	6,917,376	－
(7) 未払金	1,357,073	1,357,073	－
(8) 未払法人税等	299,105	299,105	－
(9) 長期借入金	12,375,068	12,250,434	△124,634
負債計	28,318,372	28,193,737	△124,634
デリバティブ取引(*)	49,010	49,010	－

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(4)支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、(6)短期借入金、(7)未払金、(8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利外貨建長期借入金は金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）の対象とされており、当該金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）によるものは、ヘッジ対象とされている変動金利外貨建長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記　負債(9)参照）

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額122,564千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	534.26円
(2) １株当たり当期純利益	41.32円

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**27,905,153**	**流動負債**	**21,258,381**
現金及び預金	6,016,508	支払手形	1,068,621
受取手形	455,931	買掛金	2,626,782
売掛金	10,167,429	電子記録債務	3,747,459
商品及び製品	6,710,193	短期借入金	6,622,560
仕掛品	226,592	1年内返済予定の長期借入金	2,882,684
原材料及び貯蔵品	2,776,596	リース債務	5,230
前渡金	36,352	未払金	986,856
前払費用	29,132	未払費用	240,438
繰延税金資産	410,457	未払法人税	178,062
その他	1,250,402	前受金	1,866,826
貸倒引当金	△174,445	預り金	34,334
固定資産	**17,894,740**	賞与引当金	590,549
有形固定資産	**7,206,258**	役員賞与引当金	32,703
建物	3,408,652	製品保証引当金	374,129
構築物	39,319	その他	1,142
機械及び装置	25,739	**固定負債**	**9,909,448**
車両運搬具	336	長期借入金	9,437,431
工具、器具及び備品	893,419	リース債務	5,299
土地	2,799,264	退職給付引当金	344,306
リース資産	9,808	資産除去債務	37,047
建設仮勘定	29,718	その他	85,364
無形固定資産	**500,712**	**負債合計**	**31,167,829**
特許権	49,675	**純資産の部**	
ソフトウエア	109,729	**株主資本**	**14,626,460**
その他	341,307	**資本金**	**4,357,456**
投資その他の資産	**10,187,769**	**資本剰余金**	**4,269,686**
投資有価証券	114,885	資本準備金	4,245,456
関係会社株式	4,182,798	その他資本剰余金	24,230
出資金	230	**利益剰余金**	**6,803,626**
関係会社出資金	4,795,371	利益準備金	18,035
関係会社長期貸付金	298,154	その他利益剰余金	6,785,591
破産更生債権等	993,913	別途積立金	5,900,000
長期前払費用	10,814	繰越利益剰余金	885,591
繰延税金資産	184,659	**自己株式**	**△804,308**
その他	461,755	**評価・換算差額等**	**5,603**
貸倒引当金	△854,814	**その他有価証券評価差額金**	**5,603**
資産合計	**45,799,893**	**純資産合計**	**14,632,064**
		負債純資産合計	**45,799,893**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**39,267,541**
売上原価		**26,388,148**
売上総利益		**12,879,392**
販売費及び一般管理費		**11,614,074**
営業利益		**1,265,318**
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,383	
受取賃貸料	30,484	
受取保険金	4,509	
保険返戻金	14,862	
助成金収入	11,531	
その他	10,690	88,462
営業外費用		
支払利息	153,500	
賃貸資産減価償却費	7,476	
為替差損	91,603	
その他	26,004	278,583
経常利益		**1,075,196**
特別利益		
固定資産売却益	43,456	43,456
特別損失		
固定資産売却損	146	
関係会社出資金評価損	49,121	
貸倒引当金繰入額	175,064	224,332
税引前当期純利益		**894,321**
法人税、住民税及び事業税	276,168	
法人税等調整額	△48,602	227,565
当期純利益		**666,755**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,357,456	4,245,456	24,230	4,269,686	18,035	5,200,000	1,225,437	6,443,472	△201,831	14,868,784
当期変動額										
別途積立金の積立						700,000	△700,000	－		－
剰余金の配当							△306,602	△306,602		△306,602
当期純利益							666,755	666,755		666,755
自己株式の取得									△602,477	△602,477
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	700,000	△339,846	360,153	△602,477	△242,323
当期末残高	4,357,456	4,245,456	24,230	4,269,686	18,035	5,900,000	885,591	6,803,626	△804,308	14,626,460

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△981	△981	14,867,802
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△306,602
当期純利益			666,755
自己株式の取得			△602,477
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,585	6,585	6,585
当期変動額合計	6,585	6,585	△235,738
当期末残高	5,603	5,603	14,632,064

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ　時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品、原材料　総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)　定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～31年
工具、器具及び備品	２～６年

② 無形固定資産(リース資産を除く)　定額法を採用しております。
ただし、市場販売目的のソフトウエアについては、見込有効期間（３年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。
また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上してお

ります。

③ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 製品保証引当金　製品販売後に発生する補修費用に備えるため、無償補修費用の個別見積額及び過去の実績に基づく負担見積額の合計額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務費用については、発生時に一括費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理（振当処理、特例処理）を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ａ．ヘッジ手段・・・・為替予約
　　ヘッジ対象・・・・外貨建売上債権及び外貨建予定取引
ｂ．ヘッジ手段・・・・金利通貨スワップ
　　ヘッジ対象・・・・外貨建借入金

③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。ただし、一体処理（振当処理、特殊処理）によっている金利通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却費の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険返戻金」（前事業年度782千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

４．貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	2,791,625千円
土地	715,779千円
計	3,507,405千円

上記の物件は、長期借入金1,850,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　7,726,836千円

(3) 以下の関係会社の債務保証を行っております。

Mimaki Deutschland GmbH	リース債務	47,682千円
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	借入金	294,816千円
MIMAKI AUSTRALIA PTY LTD	為替予約	56,100千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものは除く）は次のとおりであります。

短期金銭債権	8,127,049千円
長期金銭債権	1,028,003千円
短期金銭債務	734,279千円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	85,333千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	25,132,349千円
(2) 仕入高	1,570,980千円
(3) その他の営業取引高	5,719,694千円
(4) 営業取引以外の取引高	69,099千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	859,790株	1,140,000株	－	1,999,790株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加1,140,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	179,645千円
製品保証引当金	111,685千円
貸倒引当金	53,066千円
その他	75,317千円
評価性引当額	△9,257千円
繰延税金資産（流動）合計	410,457千円
繰延税金資産（固定）	
関係会社株式評価損及び関係会社出資金評価損	459,334千円
退職給付引当金	103,980千円
ソフトウエア	64,702千円
貸倒引当金	258,068千円
その他	67,986千円
小計	954,073千円
評価性引当額	△766,989千円
繰延税金資産（固定）合計	187,083千円
繰延税金負債(固定)	
有価証券評価差額金	2,423千円
繰延税金負債(固定）の純額	184,659千円

８．関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	MIMAKI EUROPE B.V.	直接 100	2名	当社製品の販売	当社製品の販売（注１）	12,152,363	売掛金	3,333,928
					増資の引受（注５）	2,275,820	―	―
子会社	MIMAKI USA,INC.	直接 100	2名	当社製品の販売	当社製品の販売（注１）	6,641,616	売掛金	2,583,228
子会社	御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	直接 100	2名	当社製品の製造	当社製品の生産委託（注２）	5,395,825	買掛金	511,712
					利息の受取（注３）	14,586	―	―
子会社	上海御牧貿易有限公司	直接 100	3名	当社製品の販売	当社製品の販売（注１）	1,960,178	売掛金	796,574
子会社	MIMAKI KANPHOR INDIA PRIVATE LIMITED	直接 51	2名	当社製品の販売	―	―	破産更生債権等	905,356
							貸倒引当金	817,267
子会社	㈱ミマキプレシジョン	直接 100	2名	当社製品の製造	設備の賃貸（注４）	19,080	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定しております。
２．当社製品の生産委託については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定しております。
３．利息の受取については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
４．設備の賃貸については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定しております。
５．増資の引受については、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　487.08円
(2) １株当たり当期純利益　22.03円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

株式会社　ミマキエンジニアリング
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢　野　浩　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉　田　昌　則　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ミマキエンジニアリングの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミマキエンジニアリング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

株式会社　ミマキエンジニアリング
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢　野　浩　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉　田　昌　則　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ミマキエンジニアリングの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

株式会社ミマキエンジニアリング監査役会

常勤監査役　　土　屋　　理　義　㊞

社外監査役　　岩　下　　智　和　㊞

社外監査役　　土　屋　　幸　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに安定配当の維持等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり第42期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第42期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、150,201,050円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　400,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　400,000,000円

第２号議案　取締役10名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役 池田　明、池田和明、佐金　榮、竹内和行、三宅　洋、羽場康博、田中規幸、田中　誠、荒井寿光の９氏(取締役全員)は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	池田（いけだ）　明（あきら） (昭和22年10月７日)	昭和46年４月　長野沖電気㈱　入社 昭和56年６月　当社入社　取締役技術部長 昭和63年６月　常務取締役 平成３年６月　専務取締役 平成８年６月　代表取締役副社長 平成９年６月　代表取締役社長 平成22年12月　代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱グラフィッククリエーション　代表取締役会長 ㈱池田ホールディングス　代表取締役会長	833,200株
	【取締役候補者とした理由】 現業態の開拓者であり、強いリーダーシップをもって当社の成長を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験と実績、見識を有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2	池田（いけだ）和明（かずあき） (昭和51年11月４日)	平成16年４月　㈱グラフィッククリエーション入社 平成18年４月　当社入社 平成23年12月　技術本部グローバル販売推進部長 平成25年４月　営業本部副本部長兼グローバルマーケティング部長 平成25年６月　取締役営業本部長兼グローバルマーケティング部長 平成27年６月　常務取締役営業本部長 平成28年４月　代表取締役社長兼営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 台湾御牧股份有限公司　代表取締役社長 上海御牧貿易有限公司　代表取締役社長 ㈱池田ホールディングス　代表取締役社長	29,400株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、製品企画や営業部門において大きな成果を挙げ、企業価値向上に向けた強いリーダーシップを有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	佐金 榮（さがね さかえ） (昭和23年12月10日)	昭和44年４月　沖電気工業㈱　入社 平成17年３月　当社入社　営業本部長付 平成19年６月　取締役 平成20年６月　常務取締役 平成24年６月　取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） MIMAKI EUROPE B.V.　代表取締役会長 Mimaki Deutschland GmbH　代表取締役会長	26,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、海外営業部門において大きな成果を挙げ、平成19年６月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		
4	竹内和行（たけうち かずゆき） (昭和40年３月５日)	昭和60年４月　日本ビクター㈱(現 JVCケンウッド㈱)　入社 平成２年５月　当社入社 平成16年４月　技術本部IP開発部長 平成25年４月　技術本部副本部長 平成26年４月　技術本部長兼研究開発部長兼技術管理部長 平成26年６月　取締役技術本部長兼研究開発部長兼技術管理部長 平成27年６月　常務取締役技術本部長 平成28年６月　専務取締役（現任） （重要な兼職の状況） 御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司　代表取締役社長 平湖御牧貿易有限公司　代表取締役社長 Mimaki La Meccanica S.p.A　代表取締役社長	80,200株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、技術部門、研究開発部門において大きな成果を挙げ、平成26年６月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		
5	三宅 洋（みやけ ひろし） (昭和31年５月29日)	昭和55年４月　ソニー㈱　入社 平成25年５月　当社入社 平成25年10月　経営企画室長 平成27年６月　管理本部長 平成28年６月　取締役管理本部長（現任）	2,600株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、管理部門において大きな成果を挙げ、平成28年６月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	羽場 康博（はば やすひろ） （昭和46年７月23日）	平成８年４月　㈱キャム　入社 平成９年９月　当社入社 平成20年４月　国内営業部大阪支店長 平成21年10月　国内営業部長 平成24年12月　営業本部JP事業部長 平成27年10月　営業本部副本部長兼JP事業部長 平成28年６月　取締役（現任） （重要な兼職の状況） MIMAKI USA,INC.代表取締役社長	10,100株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、国内及び米国の営業部門において大きな成果を挙げ、平成28年６月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		
7 ※	清水 浩司（しみず こうじ） （昭和49年８月５日）	平成９年４月　㈱八十二銀行　入行 平成21年５月　当社入社 平成21年６月　MIMAKI EUROPE B.V.　マネージャー 平成27年２月　MIMAKI EUROPE B.V.　代表取締役社長 平成28年４月　MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI　代表取締役社長 平成29年４月　経営企画本部長兼経営管理部長（現任）	－株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、欧州の営業部門、管理部門において大きな成果を挙げ、本年４月より経営企画本部長としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		
8	田中 規幸（たなか のりゆき） （昭和23年11月27日）	昭和50年10月　㈲ミマキエンジニアリング（現当社）代表取締役社長 平成９年６月　代表取締役会長 平成16年６月　取締役相談役（現任） （重要な兼職の状況） ミマキ電子部品㈱　代表取締役会長 FLEXCEED㈱　代表取締役会長	2,024,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の創業者であり、長年にわたる経営者としての豊富な経験と見識を有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	田中　誠（たなか　まこと） （昭和31年１月11日）	平成３年４月　㈱タクトコンサルティング　入社 平成６年４月　同社　取締役 平成12年12月　三光ソフランホールディングス㈱　監査役（現任） 平成23年８月　税理士法人エクラコンサルティング代表社員（現任） 平成26年６月　当社　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人エクラコンサルティング　代表社員	11,700株
	【社外取締役候補者とした理由】 税理士としての経験と高い見識を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に対し助言できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
10	荒井寿光（あらい　ひさみつ） （昭和19年１月10日）	平成８年７月　特許庁長官 平成10年６月　通商産業審議官 平成13年４月　独立行政法人日本貿易保険理事長 平成15年３月　内閣官房・知的財産戦略推進事務局長 平成19年６月　東京中小企業投資育成㈱　代表取締役社長 平成23年６月　コナミホールディングス㈱　社外監査役（現任） 平成27年６月　綜研化学㈱　社外取締役（現任） 平成28年６月　当社　取締役（現任）	600株
	【社外取締役候補者とした理由】 特許庁長官、通商産業審議官等を歴任し、社外取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から助言できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．田中誠氏及び荒井寿光氏は社外取締役候補者であります。
４．田中誠氏及び荒井寿光氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中誠氏は３年、荒井寿光氏は１年となります。
５．当社は、田中誠氏及び荒井寿光氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、田中誠氏及び荒井寿光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 土屋理義氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※ 善野（ぜんの）　洋（よう） （昭和33年4月1日）	昭和55年４月　㈱三和銀行（現　㈱三菱東京UFJ銀行）入行 平成18年６月　㈱三菱東京UFJ銀行　札幌支社長 平成20年４月　同行　法人業務部長 平成22年９月　MSTリスクコンサルティング㈱　代表取締役社長 平成28年６月　三菱UFJキャピタル㈱　代表取締役副社長	－株
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を、当社の監査体制強化に活かすことができると判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．善野洋氏は、社外監査役候補者であります。

４．善野洋氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額に規定する契約を締結する予定であります。

５．善野洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。

また、本決議の効力は次期定時株主総会の開始の時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
多田恵一 （昭和33年10月17日）	昭和60年４月　東京中小企業投資育成㈱　入社 平成24年４月　同社　財務室長 平成26年６月　同社　業務第一部　審議役 平成27年４月　同社　業務第一部　参事役(現任)	－株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 長年の経験と専門知識等から社外監査役の職務遂行に適していると判断するとともに、監査体制の強化に繋げることを期待して補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。また、直接経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．多田恵一氏は、補欠の社外監査役候補であります。

３．多田恵一氏が監査役に就任した場合は、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、特に有利なる条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第１項第３号の報酬等に該当します。当社は、平成20年６月26日開催の当社第33期定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額４億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対して報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される新株予約権１個当たりの公正な評価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数

当社の取締役（社外取締役を除く）　７名
当社の従業員　50名
当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員　23名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は20,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役を除く）に付与する新株予約権は205個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、

「１株当たり払込価額」を「１株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日より４年間とする。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

３．新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

４．新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

５．取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正な評価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権１個当たりの公正な評価額に、新株予約権の割当日に存在する当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権１個当たりの公正な評価額は、割当日における諸条件をもとに「ブラック・ショールズ・モデル」を用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図



会　場：長野県東御市常田505-１
東御市文化会館　サンテラスホール
電話（0268）62-3700

交　通：上信越自動車道　東部湯の丸ICより自動車５分
JR北陸（長野）新幹線　上田駅よりタクシー30分
しなの鉄道（上田駅にて乗り換え）　田中駅より徒歩20分